

有効期間5年（令和10年12月31日まで）

令和5年3月30日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
（警察安全相談課）

身体犯被害者に係る診断書料及び初診料等の公費負担制度の運用について
（通達）

性犯罪以外の身体犯被害者に係る診断書料については、身体犯被害者に係る診断書料の公費負担制度の運用について（令和3年8月17日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）に基づき、公費支出がなされているところであるが、被害者等の経済的負担のさらなる軽減を図るため、診断書を取得する際に係る初診料又は再診料についても公費支出することとした。

本通達は、令和5年4月1日以降に発生した事案から適用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、令和5年3月31日限りで廃止する。ただし、令和5年4月1日より前に発生した犯罪行為によるものについては、旧通達の例に従い事務処理を行うこと。

〔 本件担当 被害者支援第一係 〕
警 電 XXXXXXXXXX 〕

身体犯被害者に係る診断書料及び初診料等の公費負担制度の運用要領

1 目的

性犯罪以外の身体犯被害者（過失犯を除く。以下「被害者」という。）に係る診断書料及び診断書の取得に係る初診料又は再診料（以下「診断書料等」という。）について、一定の条件下で公費支出することにより、被害者の経済的負担及び精神的被害の軽減を図るとともに、捜査活動への理解と協力を得ることを目的とする。

2 支出対象事件

(1) 性犯罪以外の身体犯（過失犯を除く。）で、次に掲げる罪に該当する事件のうち、負傷程度が概ね全治1か月以上のもの。

ア 殺人未遂罪

イ 強盗致傷罪

ウ 傷害罪

エ その他傷害を結果とする結果的加重犯

(2) (1)に掲げるもののほか、事案概要、被害者の置かれた状況等を考慮し、警察署長が警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）と協議の上、診断書料等の公費による支出が必要と認めたもの。

3 公費支出の内容

(1) 警察が提出を受けた診断書1通分に要する費用

ただし、捜査上2通以上の診断書を提出させる必要がある場合は、事前に警察安全相談課長と協議し、その承認を受けた上で必要な通数の診断書料を支出することができるものとする。

(2) 上記に掲げる診断書を取得するために受診した医療機関における初診料又は再診料（診療時間以外の時間、休日、深夜等に係る加算額を含み、治療に係る医療費及び入院費等を除く。以下「初診料等」という。）

ただし、原則診断書1通分の取得に要する費用とし、捜査上複数の医療機関を受診させる必要がある場合は、事前に警察安全相談課長と協議し、その承認を受けた上で必要な初診料等を支出することができるものとする。

4 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は、公費の支出は行わないこととする。

(1) 被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している、又は属していたと認められる場合

(2) 被害者が公費支出を希望しない場合

(3) その他公費を支出することが社会通念上適切でないと思われる場合

ただし、支出除外事由に該当する場合であっても、事案概要、被害者の置かれた状況等を考慮し、警察署長が警察安全相談課長と協議の上、捜査上又は被害者支援上必要があると認めた場合は、必要な範囲で支出することができるものとする。

5 制度の教示

対象犯罪を認知した際は、支出除外事由を検討し、被害者又はその保護者（以下「被害者等」という。）に教示すること。制度の教示に当たっては、被害者等の心情に配慮して、不用意な言動により精神的被害等の二次的被害を与えることのないように対応すること。

6 支出の決定・手続等

(1) 支出の決定等

ア 警察署長は、2に掲げる支出対象事件について、本要領に基づく診断書料等の公費負担制度の適用が認められるときは、警察署の事件捜査を担当する課長（以下「事件担当課長」という。）に、被害者に対して、本制度の趣旨を説明させるとともに、適用の意思を確認させる。ただし、被害者が未成年の場合には、原則として、その保護者に対しても併せて教示し、適用の意思を確認するものとする。

適用の意思を確認した事件担当課長は、4に掲げる支出除外事由を調査し、診断書料等支出対象事件報告書（様式第1号、以下「報告書」という。）により、警察署長に報告するものとする。

イ 報告を受けた警察署長は、支出除外事由に照らし、支出の要否を決定するものとする。

なお、疑義がある場合は、警察安全相談課長と協議するものとする。

(2) 支出手続

ア 請求書等の受領

(ア) 医療機関に対して診断書料等が既に支払われていた場合

警察署長は、診断書料等の支出を決定したときは、被害者等から請求書（様式第2号）を徴収するものとする。

この場合、被害者等から、当該医療機関が発行した領収書やその金額が確認できる書面（以下「領収書等」という。）を請求書に添付させるものとする。

なお、被害者等が領収書等を亡失し、医療機関から手数料を支払って再発行を受けた場合は、その手数料も公費により支出できるものとする。

(イ) 医療機関に対して診断書料等が支払われていない場合

警察署長は、診断書料等の支出を決定したときは、医療機関に対して、診断書料等を公費支出する旨を事前に通知した上で、医療機関から請求書を徴収するものとする。

イ 報告等

警察署長は、請求書等を徴収したときは、総務部会計課長へ所要額等を報告するとともに、当該報告書及び請求書の写しを警務部警察安全相談課被害者支援室へ送付するなどし、報告するものとする。

ウ 支出方法

被害者等又は医療機関が指定する金融機関の口座へ振替により行うものとし、その口座番号等については、預貯金通帳等により誤りがないことを確認すること。

7 留意事項

(1) 診断書料等の支出先については、既に被害者等が医療機関に対して診断書料等が支払われていた場合は被害者等とし、支払われていない場合は当該医療機関とすること。

(2) 診断書料等の支出は、口座振替によることとし、現金による支出は行わないこと。

(3) 被害者等の請求の場合は、請求書等に被害者又はその関係者の氏名等の記載が必要であり、被害者等の氏名を秘匿とすることができないことを説明し、理解を得ておくこと。

(4) 報告書の保存期間は、5年度とする。